

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与 に関する条例施行規則

(平成十九年三月三十日
規則 第六号)

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例(平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第十号)の規定に基づき、職員の給与の支給等に関する事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 給与の支給等に関する必要な事項は、蒲郡市職員の給与に関する条例施行規則(昭和五十八年蒲郡市規則第十三号。以下「蒲郡市規則」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市規則中「市長」、「任命権者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

止

(蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例施行規則の廃止)
2 蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例施行規則(昭和五十八年蒲郡市幸田町衛生組合規則第一号)は、廃止する。